

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

社会保険の給付と税金

Q: 私はサラリーマンですが、病気のため半年程入院しました。入院中、健康保険から傷病手当金の支給を受けたのですが、この傷病手当金にも所得税はかかりますか。

A: 所得税はかかりません。

【解説】

健康保険法に基づき支給される給付には、ご質問の他にも「療養費」、「分娩費」、「出産手当金」、「育児手当金」、「家族療養費」などがありますが、そのいずれも健康保険法に、「保険給付として支給を受けたる金品を標準として租税その他の公課を課せず」と規定されていますので、所得税は非課税となります。

このほか、一般に社会保険の給付といわれるもので税金がかからないものには、次のようなものがあります。

- (1) 厚生年金保険、国民年金保険の障害年金及び遺族年金の給付（ただし老齢年金については雑所得として課税対象になります。）
- (2) 雇用保険の給付
 - ① 失業給付・再就職のための失業中の給付
 - ② 再就職手当・早期に再就職した時
 - ③ 傷病手当・求職中傷病を負った時
- (3) 労災保険の給付
 - ① 休業補償給付・療養中の生活補償
 - ② 障害補償給付・身体に障害が残った時
 - ③ 遺族補償給付・遺族の生活補償
 - ④ 葬祭料

